

～小金井・小平の地域と会員をつなぐ～

さぽたま通信



発行人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 理事長 久保晶子
発行所 〒184-0012 東京都小金井市中町4丁目14番17-606
TEL: 042-313-4600 FAX: 042-313-4700
編集人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 広報紙編集委員一同



特集

どのような時に財産管理等委任契約を利用するの？

一般社団法人相続後見シニアサポート多摩理事長 久保 晶子

病室の白い天井を見つめながら、Aさん（80代女性）は思いました。

「まさか自分がこんなことになるなんて！」

Aさんは、独身で、定年まで勤め上げた後、自宅で一人暮らしを続け、身の回りのことは、全部一人で行っていました。ところが、ある日、自宅内で転倒し、大腿骨を骨折、病院へ救急搬送されました。無事、手術が成功したものの、車椅子を利用して生活することになり、自宅へ戻ることが難しくなってしまったのです。看護師さんから

「どなたか連絡を取れるご親族はいらっしゃいませんか」と聞かれましたが、Aさんには、子がなく、親族は、30年以上交流のない甥・姪だけで、困ってしまいました。

このような場合、Aさんは成年後見制度を利用すれば良いのでしょうか。誤解されやすいのですが、実は、Aさんの状況では、家庭裁判所に成年後見人を選任してもらう「法定後見制度」を利用することができます。なぜなら、「法定後見制度」は、既に認知症等により判断能力が低下された方を保護・支援するための制度であるため、Aさんのように判断能力が十分な方は対象外なのです。

「成年後見制度」には、「法定後見制度」のほかに、もう一つ、「任意後見制度」があります。こちらは、現在お元気な方が、将来、ご自身の判断能力が低下した場合に備えて、財産管理等をしてくれる「任意後見人」をあらかじめ契約により自分で選任しておく制度です。ですが、ご入院中のAさんに支援が必要なのは、「将来」ではなく、「今すぐ」ですので、「任意後見契約」の締結だけでは不十分です。

このように、判断能力が十分で、身体上の理由から財産管理等の支援が必要な場合には、民法上の委任制度である「財産管理等委任契約」（「生前事務の委任契約」などと呼ばれることがあります）を併せて締結して、まずは代理人（通常、任意後見人になる方と同じ方です）による支援を受けることになります。

財産管理等委任契約も、お元気なうちに締結をしておいて、将来、身体上の理由で支援が必要になった時に発効させて支援を開始する、という使い方をすることもできますので、Aさんのように緊急時に困ることのないよう、万一の場合に備えて、今のうちに準備をしておきましょう。

令和4年度活動報告

こがねいハロウィンフェスティバル 報告：西川 寛

古代ケルトの大晦日（10月末）を少し先取りして、令和4年10月16日（日）に東小金井駅北口梶野公園にて、小金井青年会議所主催「こがねいハロウィンフェスティバル」が開催されました。当法人は、「イベント・屋外ブース」にて「お菓子のつかみ取り」を出店しました。これは、箱の中のお菓子を手一杯つかんで、慎重に引き抜いた時に手に残ったお菓子の全てが自分のものになるというお菓子好きキッズにはたまらない企画です。



10時の開場と同時に開店したブースには、元気な300名を超えるキッズが押し寄せました。お菓子の在庫にハラハラしつつ、数度のお菓子補充の後、とうとうお菓子が底をついた（近所の複数のスーパーのお菓子も底をつきました）時点で閉店となりました。

「雪解けて 村いっぱいの 子供かな（一茶）」になぞらえれば、「小金井っ子は 雪降る前も元気かな」でした。

第13回勉強会 報告：太樂 昌央

令和5年1月11日（水）に、第13回勉強会を開催しました。今回の勉強会では、「成年後見業務に役立つ ケアマネージャー業務Q & A」と題して、小金井市のケアマネージャーの世話をされています松本好章氏に講師をお願いしました。成年後見制度と介護保険制度は同時に制度が発足し、車の両輪と言われていますが、成年後見人もケアマネージャーもお互いに知っているようでは知らない仕事の裏側が多くあるように思われます。そこで、今回ケアマネージャーの仕事を理解することによって、私たちの後見業務に役立てられればと考えました。



勉強会は、パネラーとして、同じくケアマネージャーの吉川裕氏、木村利子氏にもご参加いただき、予め用意した質問に答えていただく形で行い、色々と普段聞けないお話を聞きました。また冒頭に、参加者の皆様に、質問をして勉強会を盛り上げて実のあるものにして欲しいとお願いしましたが、いくつか質問も出て、講師と参加者がお互いに情報交換・意見交換のできる場となり、有意義なものとなったのではと思いました。

市民公開講座 報告：三島 友紀

令和5年2月5日（日）、小金井市市民会館3階萌え木ホールにて、令和4年度市民公開講座「知っておきたい 備えておきたい 遺言・後見セミナー」（主催：東京都行政書士会多摩中央支部、企画：一般社団法人相続後見シニアサポート多摩）を開催いたしました。



第1部の講演会では、行政書士の長島愛会員と久保晶子会員がそれぞれ「遺言書でできること・できないこと」、「任意後見の基礎知識」をテーマに、遺言や成年後見について講義を行い、第2部の相談会では、当支部所属の行政書士がご参加者の中から希望された方に対して無料相談を承りました。



当日は、17組20名の方に講座にご参加いただき、相談会では9組のご相談をお伺いしました。相談会では相談員を増員して対応をさせていただき、大盛況に終わりました。

ご参加者からは「不安が解消した」「来て良かった」等のお言葉もいただき、地域の皆様のご不安の解消に繋がったようで大変嬉しく感じました。

今後も小金井市、小平市において講演会や相談会を開催していきます。よろしくお願ひいたします。

令和4年度活動報告

▼勉強会

令和5年1月11日（水） 第13回勉強会「成年後見業務に役立つ ケアマネージャー業務Q & A」

▼市民公開講座・相談会

令和5年2月5日（日） 令和4年度市民公開講座
「知っておきたい 備えておきたい 遺言・後見セミナー」及び個別相談会

▼講師派遣・相談員派遣

令和4年10月19日（水）、10月26日（水）、11月2日（水）、11月9日（水）、11月16日（水）
小平市小川西町公民館事業シニア講座「転ばぬ先の終活講座～今知っておきたい知識を学ぶ～」

▼涉外活動

令和4年10月16日（日） 小金井青年会議所主催「こがねいハロウィンフェスティバル」へ出展

会員寄稿

任意後見の事例 報告：原 章治

私が、Aさん（80代男性、独身）のご支援をさせていただくようになったのは、今から3年前のことです。

体調が悪化したため緊急入院し、その後退院できるまで回復したのですが、自宅での生活は困難になり、のちに老人保健施設に転居しました。

Aさんは、ご両親や兄弟が既に他界しており、甥姪ともほとんど交流がありませんでした。

施設に入所するためには後見人が必要になると、地域包括支援センターから当法人に依頼があり、任意後見契約と財産管理等委任契約、死後事務の委任契約などの契約を締結させていただきました。

Aさんは判断能力はあるので任意後見契約はまだ発効しておらず、私は財産管理等委任契約の受任者として関わっております。

契約はしたものの、契約内容の実施のために、詳細について本人の意向を確認する必要があるのですが、コロナ禍で面会も制限される中、葬儀や埋葬の話など話題にしにくい事柄を本人に話すのはなかなか難しい状況もありました。

Aさんは、自分の考えをしっかりと持っている方で、長年不在にしているご自宅の片付け方法についても、こちらからの提案にご納得いただけずご本人のご意向に沿うまで何度もご相談を重ねる必要があるなど、受任者として苦労することもあります。

それでも、長くご支援をさせていただいていると、時折、こちらを頼りにされていると感じることがあります。

ニュースなどで、高齢者の孤独死やご遺骨の引取り先が見つからないなど深刻な問題が増えていることを耳にします。そのような問題への有力な対策となりうる任意後見契約等の重要性がますます高まっています。

本人の代理と身上保護という後見人（受任者）としての責任の重さを痛感し、これからもご本人のお気持ちをひとつずつ確認していく所存です。



当法人受任実績

成年後見人・保佐人・補助人就職
日常的金銭管理委任契約締結
任意後見契約締結
遺言執行者への指定

47件
7件
10件
32件

日常生活見守り等委任契約締結
財産管理等委任契約締結
死後事務の委任契約締結
その他

9件
8件
28件
8件

（令和5年2月28日現在）

※当法人の紹介を通じて当会会員（または会員の所属する法人）が受託した受任実績です。

Q 1 : (遺言執行時) 交流のない相続人に対して、遺言書の写しを送付しなくとも良いのではないでしょうか？

A 1 : 遺言の内容を伝えずに遺言執行を進めてしまうと、後々トラブルが起こる可能性があります。特に遺言執行者は相続人に対して遺言の内容を伝える義務があります。

Q 2 : 高齢夫婦で、自分たちに万一のことがあった場合、障害のある息子のことが心配です。息子に成年後見人を付けようと思いますが、高齢者が利用する場合と、障害者が利用する場合で、成年後見制度に何か違いがあるのでしょうか。

A 2 : ご高齢者が利用する場合であっても、知的障害等の精神上の障害のある方が利用する場合であっても、同じ成年後見制度ですので、法律上の違いはありません。ただ、ご高齢者の場合は、元気なうちに任意後見契約を締結しておくという方法を採ることができますが、障害のある息子さんの場合は、判断能力（契約締結能力）が不十分と思われますので、その方法を採ることができず、法定後見制度を利用して、家庭裁判所に成年後見人を選任してもらうことになります。さらに、ご高齢者と比較して年齢的に若い息子さんの後見は、長期にわたることが予想されるため、個人より法人のほうが成年後見人として向いており、また、障害に対する深い理解があり、息子さんに寄り添いながら支援をしてくれる方に成年後見人になつてもらうと良いでしょ。

「さぼたま通信」第6号の ご意見・ご感想をお待ちしております



来年度以降の「さぼたま通信」を作成する際に参考にさせていただきたく、下記の読者アンケートにご協力いただけましたら幸いに存じます。メールでのご意見・ご感想もお待ちしております！

【読者アンケート】



<https://forms.gle/mip42hG2dcvcRiij8>

【メールでのご意見・ご感想】



sks.sapotama@gmail.com

当法人にお気軽にご相談ください

法定後見

- 成年後見人等候補者のご紹介
...家庭裁判所の審判による後見



任意後見

- 財産管理等委任契約
...足腰が不自由な場合などの財産管理等
- 任意後見契約
...将来に備えた契約に基づく後見

見守り事務

- 日常生活見守り等委任契約
...日常生活の困りごとのご相談・見守り
- 日常的金銭管理等委任契約
...通帳のお預かり・費用のお支払い

死後の整理事務

- 死後事務の委任契約
...ご葬儀・身辺の整理事務
- 遺言
...遺言作成・相続に関するお手続き

編集後記

本号より、「さぼたま」のロゴデザインに合わせ、「さぼたま通信」のデザインも変更いたしました。

今年度は、イベントや講座を複数開催することができ、地域の皆様とお顔を合わせる機会に恵まれた1年となりました。今後も顔の見える関係を大切にしてまいります。<長島愛>